

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	
高知県公安委員会告示	ページ
○銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定	1
○告示（銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定）の一部改正	1

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第22号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3並びに高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年高知県公安委員会規則第9号）第4条第1項及び第2項の規定により、法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく診断を行う医師を次のとおり指定する。

平成26年10月1日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

1 法第4条の3第2項の規定に基づく診断及び法第12条の3の規定に基づく診断のうち介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
澤田 健	高知県立あき総合病院	安芸市宝永町1番32号	平成26年10月1日

2 法第12条の3の規定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第1号、第2号若しくは第4号に掲げる病気にかかっている者又は法第5条第1項第4号若しくは第5号に掲げる者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
澤田 健	高知県立あき総合病院	安芸市宝永町1番32号	平成26年10月1日

3 法第12条の3の規定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に掲げる病気にかかっている者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
澤田 健	高知県立あき総合病院	安芸市宝永町1番32号	平成26年10月1日

高知県公安委員会告示第23号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく診断を行う医師として指定した者から申出があり、平成26年9月30日限りで当該指定を取り消したので、平成24年12月高知県公安委員会告示第25号（銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年10月1日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

「第4条の3第2項及び第12条の3並びに」を「第12条の3及び」に、「第4条第1項及び第2項」を「第4条第2項」に、「法第4条の3第2項及び第12条の3」を「法第12条の3」に改める。

1 及び2を削り、
 「3 法第12条の3の指定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に掲げる病気にかかっている者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
河合 加与子	こどもクリニックケロちゃん	高知市鶴来巢11番38-10号	平成24年12月4日
山内 祥豪	高知県立あき総合病院	安芸市宝永町1番32号	〃

を
 「 法第12条の3の指定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に掲げる病気にかかっている者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
河合 加与子	こどもクリニックケロちゃん	高知市鶴来巢11番38-10号	平成24年12月4日

に改める。」